

関東共有グライダー基金規則

(目 的)

第1条 公益財団法人日本学生航空連盟（以下学連）は、公益事業の執行を確保する為、公益財団法人日本学生航空連盟特定資産管理規程に基づき、特定資産として「関東共有グライダー基金」を設定する。

(使 途)

第2条 資金の使途は関東地区で使用する共有グライダー、トレーラー、付属品の購入及びオーバーホール等に関する費用

(繰 入)

第3条 学連は、以下の資産を特定資産として繰り入れる。

- (1) 関東共有グライダー基金として寄附を受けた資産
- (2) 共用グライダーの使用料として徴収する金額のうち、運用経費を除く収支残高の金額
- (3) 理事会が決定するその他の資産

(支 出)

第4条 関東共有グライダー基金の支出は理事会が行う。

付則：この規則は2012年11月17日から施行する。